



2025 年 8 月 4 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ウ ィ ザ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 生 駒 富 男
(コード：東証スタンダード市場・9696)
問 合 せ 先 常務取締役 統括支援本部長 赤 川 琢 志
電 話 番 号 06-6264-4202

**株式会社NSSK-J1による当社株券等に係る株式等売渡請求を行うことの決定、
当該株式等売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ**

2025 年 7 月 23 日付「株式会社NSSK-J1による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社NSSK-J1(以下「NSSK-J1」といいます。)は、2025 年 6 月 10 日から当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)及び本新株予約権(注 1)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行い、その結果、2025 年 7 月 30 日(本公開買付けの決済の開始日)付で、当社株式 8,399,955 株(所有割合(注 2):92.01%)を所有するに至り、当社の会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第 179 条第 1 項に定める特別支配株主(以下「特別支配株主」といいます。)となりました。

(注 1)下記①から③の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。

- ① 2015 年 6 月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 1 回株式報酬型新株予約権(以下「第 1 回新株予約権」といいます。)(行使期間は 2015 年 7 月 25 日から 2035 年 7 月 24 日まで)
- ② 2016 年 6 月 24 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 2 回株式報酬型新株予約権(以下「第 2 回新株予約権」といいます。)(行使期間は 2016 年 7 月 26 日から 2036 年 7 月 25 日まで)
- ③ 2017 年 6 月 23 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 3 回株式報酬型新株予約権(以下「第 3 回新株予約権」といいます。)(行使期間は 2017 年 7 月 24 日から 2037 年 7 月 23 日まで)

(注 2)「所有割合」の計算においては、当社が 2025 年 5 月 13 日に公表した「2025 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2025 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(10,140,000 株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(1,096,506 株)を控除した株式数(9,043,494 株)に、2025 年 6 月 9 日現在残存する本新株予約権(861 個(注 3))の目的となる当社株式の数(86,100 株)を加算した株式数(9,129,594 株)を分母としてそれに対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。)を計算しております。以下同じです。

(注 3)2025 年 6 月 9 日現在残存する本新株予約権の内訳は以下のとおりです。

新株予約権の名称	個数	目的となる当社株式の数
第 1 回新株予約権	260 個	26,000 株
第 2 回新株予約権	359 個	35,900 株
第 3 回新株予約権	242 個	24,200 株

当社は、本日付で、NSSK-J1 より、本公開買付けの成立により、NSSK-J1 が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至ったことから、当社が 2025 年 6 月 9 日に公表いたしました「株式会社NSSK-J1による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が、2025 年 7 月 4 日付で公

表いたしました「(訂正)「株式会社 NSSK-J1 による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」による訂正を含みます。以下「本意見表明プレスリリース」といいます。)の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、当社を NSSK-J1 の完全子会社とするための取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、会社法第 179 条第 1 項に基づき、当社の株主(但し、NSSK-J1 及び当社を除きます。)の全員(以下「本売渡株主」といいます。)に対し、その所有する当社株式(以下「本売渡株式」といいます。)の全部を NSSK-J1 に売り渡す旨の請求(以下「本株式売渡請求」といいます。)をするとともに、併せて、本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の全員(以下「本売渡新株予約権者」といいます。)に対し、その所有する本新株予約権(以下「本売渡新株予約権」といいます。)の全部を売り渡すことを請求(以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」と総称します。)する旨の通知を受けました。

当社は、かかる通知を受け、本日付の当社取締役会決議において、本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

また、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することになり、本日から 2025 年 9 月 3 日まで整理銘柄に指定された後、2025 年 9 月 4 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所のスタンダード市場において取引することはできなくなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本株式等売渡請求の概要

(1) 特別支配株主の概要

(1) 名 称	株式会社 NSSK-J1
(2) 所 在 地	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号愛宕グリーンヒルズMOR I タワー
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 津坂 純
(4) 事 業 内 容	サービス業を営む会社等に対する投資事業
(5) 資 本 金	3 億 5 万円 (2025 年 8 月 4 日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2025 年 4 月 1 日
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2025 年 8 月 4 日現在)	株式会社 NSSK-J2 100.00%
(8) 当社と特別支配株主の関係	
資 本 関 係	本日現在、NSSK-J1 は、当社株式 8,399,955 株(所有割合 : 92.01%)を所有しております。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	本日現在、NSSK-J1 は当社の親会社であり、NSSK-J1 と当社は相互に関連当事者に該当します。

(2) 本株式等売渡請求の日程

売 渡 請 求 日	2025 年 8 月 4 日
当 社 取 締 役 会 決 議 日	2025 年 8 月 4 日
売 買 最 終 日	2025 年 9 月 3 日
上 場 廃 止 日	2025 年 9 月 4 日
取 得 日	2025 年 9 月 8 日

(3) 売渡対価

- ①普通株式1株につき、3,237円
- ②本新株予約権1個につき、1円

2. 本株式等売渡請求の内容

当社は、NSSK-J1 から、本日付で、本株式等売渡請求をする旨の以下の内容の通知を受領いたしました。

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第1号)

該当事項はありません。

- (2) 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第2号・第3号)

NSSK-J1 は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価(以下「本売渡株式対価」といいます。)として、その所有する本売渡株式1株につき3,237円の金銭を割当交付いたします。

- (3) 本新株予約権売渡請求に関する事項(会社法第179条の2第1項第4号)

- (i) 特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称(会社法第179条の2第1項第4号イ)

該当事項はありません。

- (ii) 本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項(会社法第179条の2第1項第4号ロ・ハ)

NSSK-J1 は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価(以下「本売渡新株予約権対価」といいます。)として、その所有する本売渡新株予約権1個につき1円の金銭を割当交付いたします。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式及び本売渡新株予約権を取得する日(会社法第179条の2第1項第5号)

2025年9月8日

- (5) 本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の支払のための資金を確保する方法(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号)

NSSK-J1 は、本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の全てを、2025年6月9日付で株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)及び株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、三井住友銀行及び三菱UFJ銀行からの借入を原資として支払うことを予定しております。また、NSSK-J1 において、本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

- (6) その他の本株式等売渡請求に係る取引条件(会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号)

本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の交付についてNSSK-J1 が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対して本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価を支払うものとします。

3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等

(1) 承認に関する判断の根拠及び理由

本株式等売渡請求は、本取引の一環として行われるものであり、本売渡株式対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と、本売渡新株予約権対価は、本公開買付けにおける本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)と、それぞれ同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、2025年6月9日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

本意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社は、(a)顧客ロイヤルティの向上、(b)LTV 極大化、(c)事業ポートフォリオに対応した組織・人材の整備という3つの基本運営方針への取り組みを同時かつ迅速に実行することで、足元の事業環境への対処及び収益基盤の強化を行いつつ、当社の企業価値を中長期的に向上させていくためには、第三者のパートナーとの提携や事業規模拡大に向けた積極的な投資が必要と認識するに至り、また、当該認識を踏まえ、2024年4月上旬から2025年1月上旬にかけて、当社と取引関係のある野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)と、中長期的な観点から当社の企業価値を最大化するための資本政策の在り方についての協議を行ってまいりました。その結果、上記基本方針の実現に向けて必要となる一定額以上の投資は、今後の収益に関する不確実性を伴うものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等による財務状況の悪化を招来するリスクがあり、当社が上場を維持したままこれらの施策を実施すれば、短期的には資本市場から十分な評価を得ることができず、その結果として、当社の株価の下落を招き、当社の株主の皆様に対して悪影響を与える可能性を否定できず、他方でこれらの施策を縮小又は先延ばしにすることは、中長期的な当社の収益力を弱めることにつながると考え、当社グループ(当社、当社の子会社及び関連会社により構成される企業グループをいいます。以下同じです。)のさらなる企業価値向上及び当社の株主の利益最大化の観点から、当社株式を非公開化することが最適であると判断しました。そして、2025年1月上旬より当社の事業に関心を示すと考えられる複数社を対象として、当社株式の非公開化を前提とした入札プロセス(以下「本入札プロセス」といいます。)の実施に向けた検討を開始しました。なお、本入札プロセスにおいては、競争環境を醸成しつつ、具体的な買収価格を提示させることを企図しております。

そこで、当社は、野村證券と当社のパートナー候補先について協議を行い、2025年1月中旬より、当社が営む教育事業に関心を示していると考えられる、株式会社日本産業推進機構(以下「NSSK」といいます。)及びそのグループ会社(以下「NSSK グループ」といいます。)を含む8社のパートナー候補先(以下「本第一次候補先」といいます。)に対し、当社株式の非公開化を前提とした本入札プロセスの参加について打診しました。その結果、本第一次候補先が本入札プロセスへの参加に関心を示していることを確認したことから、これらの本第一次候補先から守秘義務誓約書の差入を受け、2025年1月25日に第一次入札プロセス(以下「本第一次入札プロセス」といいます。)を開始し、その際に、当社が作成した2026年3月期から2028年3月期までの3期分の事業計画(以下「本事業計画」といいます。)を本第一次候補先に提出しております。

また、当社は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(i)設置等の経緯」に記載のとおり、本取引の是非を審議・決議するに先立ち、上場会社である当社の本取引に係る意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立すること等を目的として、2025年1月22日、当社、及びNSSK-J1、株式会社NSSK-J2、NSSK III FC2 Ltd.、NSSK、NSSK

III(United)Investment L.P.、日本産業推進機構 3 号投資事業有限責任組合及び NSSK III (INTL)Investment L.P.(以下「NSSK-J1 関係者」と総称します。なお、詳細につきましては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」をご参照ください。)並びに当社の筆頭株主であったスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ・ピーティーイー・エルティーディー(以下「スイスアジア・フィナンシャル・サービスズ」といいます。)及び創業家からの独立性を有し、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスが確保された特別委員会を構成するべく、大澤純子氏(当社独立社外取締役)、鷹野正明氏(当社独立社外取締役)、成瀬圭珠子氏(当社独立社外監査役、弁護士)及び木下純氏(当社独立社外監査役、公認会計士・税理士)の4名から構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。なお、独立社外取締役である大山真未氏は、2024 年 6 月 27 日付で取締役に就任しており、他の社外取締役と比べて在任期間が短いこと、及び上記4名を本特別委員会の委員とすることが当社に対する理解や各氏の専門分野の点において適切と考えたことから本特別委員会委員に選任していません。)を設置し、本取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか等について諮問しました。さらに、当社は、2025 年 1 月 22 日、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家から独立した、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券を、当社のリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所をそれぞれ正式に選任しており、また、本特別委員会は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i)算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」、及び、下記「(4)本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、野村證券及び TMI 総合法律事務所について、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家からの独立性に問題がないことを確認しております。また、本特別委員会は、2025 年 4 月中旬、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家から独立した、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ」といいます。))を選任する旨を決定しております。

そして、当社は、2025 年 2 月 25 日に、本第一次入札プロセスへ参加した本第一次候補先のうち NSSK グループを含む 3 社より第一次意向表明書を受領しました。当社は、本取引の目的、本取引後の当社の経営方針や事業戦略の方向性、当社の中長期的な成長に向けた貢献可能性、従業員の処遇、提示された当社株式 1 株当たりの希望取得価格等について慎重に検討した上で、同年 3 月 5 日、当該 3 社のうち、NSSK グループを含む候補先 2 社(以下「本第二次候補先」といいます。))を第二次入札プロセス(以下「本第二次入札プロセス」といいます。))に招聘しました。

その後、当社は、本第二次入札プロセスへ参加した本第二次候補先に対して、2025 年 3 月上旬から同年 5 月上旬にかけて当社経営陣へのインタビュー及び当社従業員への実務者インタビューを含むデュー・ディリジェンスの機会を提供しました。また、本第二次入札プロセスにおいて、本特別委員会は、本第二次候補先に対し、本取引の背景・目的、本取引のストラクチャー、本取引後の経営方針等に関する質問事項を送付し、本第二次候補先からそれぞれ当該質問事項に対する書面による回答を受けるとともに、本第二次候補先との間で当該回答の内容を踏まえた質疑応答を行っております。

そして、2025 年 4 月 25 日に、本第二次候補先の 2 社から法的拘束力のない第二次意向表明書を受領しましたが、同年 5 月 2 日に、NSSK-J1 のみから、法的拘束力を有する最終意向表明書を受領しました。なお、本第二次候補先のうち、NSSK-J1 でない候補先からは上記の法的拘束力のない第二次意向表明書の受領以降、法的拘束力の有無を問わず、新たな提案書は受領しておりません。

2025 年 4 月 25 日に受領した NSSK-J1 でない候補先からの提案及び 2025 年 5 月 2 日に受領した NSSK-J1 からの提案内容について当社及び本特別委員会として慎重に比較・検討した結果、(i)NSSK-J1 の提案のみが法的拘束力を有するものであること、(ii)NSSK-J1 は、法的拘束力のある最終提案において、

NSSK-J1 への優先交渉権の付与を要求していたものの、NSSK-J1 は最終意向表明書の提出時点においては外部の金融機関からのコミットメント・レターを提出しておらず、2025 年 5 月 16 日に提出する見込みである旨を明示していたことを踏まえ、当社は NSSK-J1 に対し、少なくともコミットメント・レターが提出されるまでは優先交渉権を付与することはできない旨を説明し、NSSK-J1 はその点を承諾していた一方、他の候補者は、優先交渉権の付与に加え、当該付与後に追加のデュー・ディリジェンスを実施することを要求していたこと、(iii)NSSK-J1 は、当社株式 1 株当たり 3,207 円を提案したのに対し、他の候補者は、当該候補者が作成したベースケースの事業計画を前提にした場合に 1 株当たり 3,200 円、アップサイドケースの事業計画を前提とした場合には 1 株当たり 3,450 円を提案したものの、①当該候補者の価格算定の前提となった事業計画は、ベースケース・アップサイドケースのいずれも、本事業計画を上回るものであり、実現可能性には疑義が残ること、②当該候補者の提案は法的拘束力を有するものでなかったこと等を踏まえると、上記の提案価格が維持されるかは疑義が残ること、(iv)NSSK-J1 による提案内容は、他の候補者による提案内容と比較して、当社の事業に対するより深い理解に基づく提案であり、かつ、より具体的なシナジーや施策(その内容については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「(i)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)を提案するものであったこと、(v)本公開買付けに必要な資金の確保について、NSSK-J1 及び他の候補者ともに資金証明となる書類を提出していないものの、NSSK-J1 からは同年 5 月 16 日に外部の金融機関からのコミットメント・レターを提出する旨明示されているため、NSSK-J1 の方が資金調達の蓋然性が高いと考えられること、(vi)NSSK-J1 は既にデュー・ディリジェンスを完了しており、本第二次入札プロセスにおいて当社が作成したスケジュールに沿うことができる見込みである一方、他の候補者は、法的拘束力のある提案をするためには、優先交渉権の付与後に 3 週間程度の追加のデュー・ディリジェンスを実施することを希望しており、スケジュールの遅延の可能性があること等を考慮し、NSSK-J1 から 2025 年 5 月 2 日に受領した最終意向表明書に基づいて本入札プロセスを次に進めることが、当社の企業価値向上及び株主の利益の観点で適切であると考えました。また、当社は、本特別委員会から、可能な限り他の候補者に対し追加的なデュー・ディリジェンスを行わせる機会を与えるべきという要請を受けたことを踏まえ、他の提案者のアップサイドケースの事業計画を前提とした提案価格(1 株当たり 3,450 円)の実現可能性の検証の必要性は認められる一方、NSSK-J1 の最終意向表明書の有効期限は 2025 年 5 月 19 日 17 時とされており、他の提案者の希望に沿って 3 週間程度の追加デュー・ディリジェンスの機会を付与した場合、一般株主が NSSK-J1 の提案した条件に沿って当社株式を売却する機会が損なわれるリスクがあること等も考慮して、NSSK-J1 の最終意向表明書の有効期限満了日の前営業日までの期間(具体的には、2025 年 5 月 16 日まで)に限定した上で、他の提案者に追加のデュー・ディリジェンスの機会を付与し、他の提案者からも法的拘束力のある提案を得られるよう試みましたが、2025 年 5 月 12 日、当該提案者からは同日までに法的拘束力のある提案の提出は難しいとの連絡があり、また、実際に同日までに法的拘束力のある提案は提出されなかったため、当該提案者は本入札プロセスから撤退したと判断し(なお、他の候補者からの正式な撤退の連絡は受けておりません。)、本特別委員会の承認を得た上で、2025 年 5 月 19 日、NSSK-J1 を最終候補者として本入札プロセスの最終協議を実施することを NSSK-J1 に通知しました。

その後、本特別委員会は、NSSK-J1 から 2025 年 5 月 2 日に受領した最終意向表明書による提案価格である 3,207 円について、当社の第三者算定機関による当社株式の株式価値の試算結果等を勘案すると、少数株主の利益の保護の観点から一定程度評価できる水準にあると認識しているものの、一般株主の皆様の利益の最大化及びより多くの株主の皆様から本取引への賛同を得る観点から、2025 年 5 月 20 日、NSSK-J1 に対しさらなる引き上げ余地がないか改めて検討を要請する書面を野村證券を通じて提出しました。これに対して、NSSK-J1 から、同月 23 日、改めて本公開買付け価格を 3,207 円(NSSK-J1 が第 2 回提案を行った 2025 年 5 月 23 日の前営業日である同月 22 日時点の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値 2,591 円に対して 23.77%のプレミアム、同月 22 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 2,558 円に対して 25.37%、同月 22 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 2,318 円

に対して 38.35%、同月 22 日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,249 円に対して 42.60%のプレミアムを加えた価格です。)とする第 2 回提案を受領しました。第 2 回提案を受け、当社及び本特別委員会は、本公開買付価格について検討し、本入札プロセスを通じて競争環境が醸成された中で提案された価格であること、及び野村證券の株式価値の試算結果に照らしてディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF 法」といいます。)の中央値を上回っていることを踏まえ、最終的な意思決定は本取引に係る当社取締役会での決議によること、及び当社と NSSK-J1 の間で協議中の公開買付契約書について当社として満足できる内容で合意できることを前提として、本公開買付価格の 3,207 円について内諾することを NSSK-J1 に返答しました。その後、当社は、野村證券を通じて 2025 年 6 月 6 日に、NSSK-J1 より、NSSK-J1 とスイスアジア・フィナンシャル・サービズとの間での締結を予定していた応募契約(以下「応募契約(スイスアジア)」といいます。)の締結に向けた交渉の結果、本公開買付価格を 3,237 円に引き上げる旨の伝達を受けました。

そして、本特別委員会は、上記の本入札プロセスに関する情報の共有、NSSK-J1 との協議・交渉の結果、野村證券、TMI 総合法律事務所及び西村あさひから受けた助言並びに 2025 年 6 月 9 日付で野村證券から取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。詳細は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii)算定の概要」をご参照ください。)の内容を踏まえて、本諮問事項(下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(i)設置等の経緯」において定義します。)について検討し、2025 年 6 月 9 日、当社取締役会が、本取引を行う旨の意思決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものでなく、また、当社取締役会が、本取引の一環として行われる本公開買付けに関して、賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨し、当社の本新株予約権者に対しては本公開買付けへの応募を本新株予約権者の判断に委ねる旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)を当社に提出しました(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動等については、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

以上の経緯の下、当社は、2025 年 6 月 9 日開催の当社取締役会において、野村證券から 2025 年 6 月 9 日付で取得した本株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会における検討及び本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下のとおり、本取引を通じて、新中期経営計画の実現に向けて、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「(i)本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の NSSK グループの有する投資実績やノウハウを活用することは、当社グループ全体のさらなる持続的成長と企業価値向上の実現に貢献すると判断いたしました。

(i) 経営環境の変化に即座に対応できる経営体制の構築

当社として、当社グループ全体で教育を軸とした事業発展を念頭にカンパニー制を導入しており、グループ横断での経営管理、人事異動等による組織活性化及び当該管理を実行できる経営人材の確保が課題と考えているところ、NSSK グループが保有する豊富な人材ネットワーク及び過去の投資経験に裏打ちされた経営管理ノウハウを活用することで、経営の見える化を促進し、経営環境の変化に即座に対応できる経営体制を構築できると考えております。

(ii) M&A 及び事業提携による非連続的な成長の実現

当社は、各事業の成長に寄与する企業の買収・アライアンスによって一定の成長を実現してきたところ、NSSK グループの豊富なソーシングネットワークを利用することで、M&A 及び事業提携による既存事業の強化及び新規事業への参入を通じた非連続的な成長を加速することができると考えております。

(iii) 経営基盤を支えるグループ人材のエンゲージメントの向上

中長期的な成長には、継続的に従業員の定着率を上げていくこと、経営人材だけでなく新規に優秀な人材を採用していくこと並びに従業員の習熟度の向上及びノウハウの積み上げを行うことが不可欠であるところ、NSSK-J1 を含む NSSK グループは、従業員の定着率向上に向けた独自のプログラムに加えて、より透明性の高い人事評価制度の構築のノウハウを有しており、これらのノウハウを当社に活用することで、従業員の満足度向上につながり、経営基盤を支えるグループ人材のエンゲージメントの向上に資すると考えます。

なお、一般的に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が挙げられます。もっとも、当社の現在の財務状況を踏まえると、当面の間エクイティ・ファイナンスの必要性は高くない、また、当社グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分が大きくなっております。このように、今後も継続して株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあり、近時の上場維持コストの上昇を踏まえると、株式の上場を維持する必要性は相対的に減少していることから、株式の非公開化のメリットはそのデメリットを上回ると考えるに至りました。

また、当社は、以下の点から、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

- (i) 本公開買付価格は、当社において、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が採られており、当社の少数株主への配慮がなされていると認められる状況で決定された価格であること
- (ii) 本公開買付価格は、本入札プロセスを実施することにより、複数の候補者間における競争原理に晒された中で提案された価格であること。また、NSSK-J1 は、当社株式 1 株当たり 3,207 円を提案したのに対し、他の候補者は、当該候補者が作成したベースケースの事業計画を前提とした場合に 1 株当たり 3,200 円、アップサイドケースの事業計画を前提とした場合には 1 株当たり 3,450 円を提案したものの、①当該候補者の価格算定の前提となった事業計画は、ベースケース・アップサイドケースのいずれも、本事業計画を上回るものであり、実現可能性には疑義が残ること、②当該候補者の提案は法的拘束力を有するものでなかったこと等を踏まえると、上記の他の候補者の提案価格が維持されるかは疑義が残ること
- (iii) 本公開買付価格は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii) 算定の概要」に記載の本株式価値算定書における市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの上限を上回り、かつ DCF 法による算定結果のレンジの中央値を上回る価格であることからすれば、本公開買付価格

は本株式価値算定書における株式価値算定の結果との関係で妥当な範囲内であると評価できること

- (iv) 本公開買付価格は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から提出を受けた本答申書においても、野村證券による当社の株式価値の算定結果との関係で高い水準の価格であり、当社の本源的価値に照らし十分な水準であると評価されていること
- (v) 本公開買付価格は、スイスアジア・フィナンシャル・サービスが当社に対して株式の非公開化提案を行った旨の報道(以下「本報道」といいます。)(が行われた日である 2024 年 12 月 26 日を基準として(本報道により、当社の非公開化の実現に関する期待が 2024 年 12 月 27 日以降の当社の株価に一定程度含まれている可能性を否定できないと考えられることから、その影響を排除する観点で本報道(2024 年 12 月 26 日の引け後)前の株価を基準としたプレミアムを検討することが合理的であると考え、本報道が行われた 2024 年 12 月 26 日をプレミアムの検討に際しての基準日としています。)、2024 年 12 月 26 日の終値 2,200 円に対して 47.14%、過去 1 ヶ月(2024 年 11 月 27 日から同年 12 月 26 日)の終値の単純平均値 2,039 円に対して 58.75%、過去 3 ヶ月(2024 年 9 月 27 日から同年 12 月 26 日)の終値の単純平均値 1,807 円に対して 79.14%、過去 6 ヶ月(2024 年 6 月 27 日から 2024 年 12 月 26 日)の終値の単純平均値 1,576 円に対して 105.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、2023 年 1 月 1 日以降に公表され、2025 年 6 月 6 日までに決済の開始日が到来している、国内の上場会社を対象とした他社株公開買付けのうち、本取引と類似している事例(公開買付者の対象者に対する議決権所有割合(公開買付者の特別関係者の所有割合を含みます。))が公開買付け開始前時点で 15%未満の事例。但し、対抗的な公開買付けとして実施された事例、同意なき公開買付けとして実施された事例、及び公開買付け公表時において対象者が公開買付けに対し応募推奨を決議していない事例を除きます。)(以下「類似事例」といいます。)(46 件におけるプレミアムの水準との比較において、遜色ないプレミアムが付されており、合理性が認められること(注)

(注) 類似事例について、公表日の前営業日、但し、憶測報道があったものについてはその前営業日を基準日として計算されるプレミアムの平均値及び中央値は、同日終値に対してそれぞれ 59.40%と 51.21%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値に対してそれぞれ 60.08%と 53.28%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値に対してそれぞれ 61.78%と 51.13%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値に対してそれぞれ 61.89%と 54.10%です。

- (vi) 本取引の対価の種類については、NSSK グループが投資ファンドであり、NSSK-J1 が、本取引のために設立された非上場会社であることを踏まえると、対価を NSSK-J1 の株式とすることは考えられず、対価を現金とすることについて合理性が認められること
- (vii) 公開買付期間について、公開買付期間を法定の最短期間である 20 営業日より長期の 30 営業日とすることにより、当社の株主及び本新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会及び NSSK-J1 以外の者にも当社株式の買付け等を行う機会が確保されているといえること
- (viii) 本取引において、株式等売渡請求又は株式併合をする際に株主に対価として交付される金銭は、本公開買付価格に当該各株主(当社及び NSSK-J1 を除きます。))の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定であることから、一般株主が本公開買付けに応募するかどうかについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は当社の株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025 年 6 月 9 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、本新株予約権については、買付価格が 1 円とされていることから、本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、当社は、2023 年 6 月 28 日開催の第 47 回定時株主総会における承認に基づき更新した「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本対応策」といいます。)を更新しておりますが、本取引の実施は当社の企業価値向上に資するものであると判断したことから、2025 年 6 月 9 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに対して本対応策を適用せず、対抗措置を発動しないことを決議いたしました。

上記当社取締役会決議は、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

その後、当社は、2025 年 7 月 23 日、NSSK-J1 より、本公開買付けの結果について、当社株式 8,399,955 株の応募があり、買付予定数の下限(5,958,100 株)以上となり、本公開買付けが成立したことから、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2025 年 7 月 30 日(本公開買付けの決済の開始日)付で、NSSK-J1 の所有する当社株式の所有割合は 92.01%となり、NSSK-J1 は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、NSSK-J1 より、本日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、(i)本株式等売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情は見受けられないこと、(ii)本売渡株式対価は、本公開買付価格と同一の価格であり、本売渡新株予約権対価は、本新株予約権買付価格と同一であるところ、当該価格の決定に際しては、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主及び本売渡新株予約権者にとって合理的な価格であり、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(iii)NSSK-J1 は、本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の全てを、2025 年 6 月 9 日付で三井住友銀行及び三菱UFJ銀行との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、三井住友銀行及び三菱UFJ銀行からの借入を原資として支払うことを予定しているところ、NSSK-J1 によれば、本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことであることから、NSSK-J1 による本売渡株式対価及び本売渡新株予約権対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の交付の見込みはあると考えられること、(iv)本売渡株主及び本売渡新株予約権者の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(v)本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益に配慮したものであり、本株式等売渡請求の条件等は適正であると判断し、本日付の当社取締役会決議において、NSSK-J1 からの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨を決定いたしました。

(2) 算定に関する事項

本株式等売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本売渡株式対価は本公開買付価格と、本売渡新株予約権対価は本新株予約権買付価格とそれぞれ同一の価格であることから、当社は、本株式等売渡請求に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

(3) 上場廃止となる見込み

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、本株式等売渡請求の承認により、当社株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当することとなり、本日から2025年9月3日まで整理銘柄に指定された後、2025年9月4日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式等売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡株式対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2025年6月9日現在、当社はNSSK-J1の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部がNSSK-J1に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO) (注)にも該当いたしません。NSSK-J1及び当社は、NSSK-J1が本取引を通じて当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社を完全子会社化することを目的としており、また、NSSK-J1は、スイスアジア・フィナンシャル・サービスとの間において、GESファンドが所有する当社株式について、本応募契約(スイスアジア)を締結しており、また、①当社の創業者かつ相談役である堀川一晃氏(所有株式数：221,000株、所有割合：2.42%)、②当社の第2位株主であり堀川一晃氏が代表取締役を務める株式会社ヒントアンドヒット(所有株式数：653,000株、所有割合：7.15%)、③堀川一晃氏の長男であり、当社の第5位株主かつ当社の執行役員である堀川直人氏(所有株式数：468,200株、所有割合：5.13%)、④堀川一晃氏の次男であり、当社の第6位株主である堀川明人氏(所有株式数：466,000株、所有割合：5.10%)及び⑤堀川一晃氏の配偶者である堀川美佐子氏(所有株式数：20,000株、所有割合：0.22%)との間でそれぞれ応募契約を締結していることからスイスアジア・フィナンシャル・サービス及び創業家と当社の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、NSSK-J1及び当社は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

(注)「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、NSSK-J1が当社の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって当社の役員と利益を共通にする取引をいいます。

なお、以下の記載のうち、NSSK-J1において実施した措置に関する記載については、NSSK-J1から受けた説明に基づいております。

① 本入札プロセスの実施

上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(1) 承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、当社グループのさらなる企業価値向上及び当社の株主の利益最大化の観点から、当社株式を非公開化することが最適であると判断し、2025年1月25日より、当社株式の非公開化を前提とした本入札プロセスを開始しました。なお、本入札プロセスは、競争環境を醸成しつつ、具体的な買収価格を提示させることを企図して実施されました。その結果、

2025 年 4 月 25 日に、本第二次候補先の 2 社から法的拘束力のない第二次意向表明書を受領しましたが、同年 5 月 2 日に、NSSK-J1 のみから、法的拘束力を有する最終意向表明書を受領したことを踏まえ、NSSK-J1 から 2025 年 5 月 2 日に受領した最終意向表明書に基づいて本入札プロセスを次に進めることが、当社の企業価値向上及び少数株主の利益の観点で適切であると考えました。そこで、当社は、2025 年 5 月 19 日、NSSK-J1 を最終候補者として本入札プロセスの最終協議を実施することを NSSK-J1 に通知しました。

以上のとおり、当社は本入札プロセスを実施し、幅広く当社の戦略的選択肢の提案を受ける機会を確保しております。

②当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(i)算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」に記載のとおり、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 6 月 9 日付で、本株式価値算定書を取得いたしました。本株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3)算定に関する事項」の「①当社における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「(ii)算定の概要」をご参照ください。

なお、当社は、当社及び NSSK-J1 において本取引に際して実施されている他の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえ、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして TMI 総合法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の対する当社取締役会の意思決定方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、TMI 総合法律事務所は、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

また、本特別委員会は、TMI 総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認しております。TMI 総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

当社は、当社取締役会において、本取引の是非を審議・決議するに先立ち、上場会社である当社の本取引に係る意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社取締役会において本取引を行う旨の決定をすること(本公開買付けに対して、当社が特定の内容の意見表明を行うことを含みます。))が、当社の少数株主にとって不利益なものであるかどうかについての意見を取得すること等を目的として、2025 年 1 月 22 日、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家からの独立性を有し、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスが確保された特別委員会を構成するべく、大澤純子氏(当社独立社外取締役)、鷹野正明氏(当社独立社外取締役)、成瀬圭珠子氏(当社独立社外監査役、弁護士)及び木下純氏(当社独立社外監査役、公認会計

士・税理士)の4名から構成される本特別委員会(なお、独立社外取締役である大山真未氏は、2024年6月27日付で取締役に就任しており、他の社外取締役と比べて在任期間が短いこと、及び上記4名を本特別委員会の委員とすることが当社に対する理解や各氏の専門分野の点において適切と考えたことから本特別委員会委員に選任していません。)を設置し、本取引は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるか等について諮問しました。なお、本特別委員会の委員の互選により、当社の独立社外取締役である大澤純子氏が本特別委員会の委員長に就任しております。

その上で、当社は、(i)本入札プロセスにおける買付者の選定に係る当社の判断及びその過程が不合理でないか否か、(ii)本取引の目的の合理性(本取引が当社の企業価値向上に資するかを含みます。)、(iii)本取引の取引条件の妥当性(本取引の実施方法や対価の種類の妥当性を含みます。)、(iv)本取引の手続の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。)、(v)上記を踏まえ、取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含みます。)を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないこと、(vi)その他、特別委員会設置の趣旨に鑑み、当社取締役会又は当社代表取締役が必要と認めて諮問する事項(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、本諮問事項についての本答申書を当社に提出することを委嘱しました。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(i)必要と認めるときは、委員長の選定その他の特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、(ii)当社の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に係る当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含みます。)を行うことができること、(iii)当社に対し、(ア)特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買付者又は買付候補者に伝達すること、及び(イ)特別委員会自ら買付者又は買付候補者(本取引に関与するその役職員及び本取引に係るそのアドバイザーを含みます。)と協議する機会の設定を要望することができ、特別委員会よりかかる要望を受領した場合には、当社は、特別委員会の要望を実現するよう最大限努力すること、(iv)特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を特別委員会の答申内容とするが、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、(v)議事運営上の便宜の観点から、特別委員会に当社の役員若しくは従業員又は本取引に係る当社のアドバイザーが陪席する場合であっても、特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、及び(vi)必要と認めるときは、当社の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができることと、また、特別委員会は、本取引に係る当社のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、当社のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることについて権限を付与することを決議しております。なお、本特別委員会は、上記の権限に基づき、2025年4月中旬、当社、NSSK-J1関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービス及び創業家から独立した、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任する旨を決定しております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年1月22日から2025年6月9日までの間に合計20回にわたって開催され、本諮問事項についての協議及び検討が行われたほか、各会日間においても、本特別委員会の委員の間で随時電子メール等による意見交換が行われました。具体的には、本特別委員会は、当社、野村證券及びTMI総合法律事務所並びに西村あさひから、本取引の背景・経緯、当社の事業概要、本取引のストラクチャー、各アドバイザーの独立性、本入札プロセスの概要及び状況、NSSK-J1の選定手続の確認、本公開買付価格の算定手法の合理性、NSSK-J1との間の協議・交渉の経緯及び内容(NSSK-J1とスイスアジア・フィナンシャル・サービス及び創業家の間の協議・交渉の内容も含みます。)等について適時に報告・説明を受けた上で、本特別委員会において質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、当社から本事業計画の説明を受け、質疑応答を行った上で本事

業計画の合理性について確認を行い、その上で当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村證券から、当社株式の株式価値算定に係る算定手法及び結果に関する説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、その合理性を確認しております。加えて、当社のリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所及び特別委員会独自のリーガル・アドバイザーである西村あさひから、当社における本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての法的留意点に関して説明を受け、検討を行いました。なお、本特別委員会は、本入札プロセスにおいて、当社、野村證券及び TMI 総合法律事務所から、適宜その状況について報告を受け、本第二次候補先及び最終候補先の選定に関する当社の判断の合理性について確認しており、その内容を審議・検討し意見を述べることにより、本第二次候補先及び最終候補先の選定等の重要な局面において実質的に関与しております。

(iii) 判断内容

第1 結論

- ① 本入札プロセスにおける買付者の選定に係る当社の判断及びその過程には、不合理な点は見当たらない。
- ② 本取引は、当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的に合理性は認められると考えられる。
- ③ 本取引における取引条件の妥当性は確保されているものと考えられる。
- ④ 本取引に係る手続の公正性は確保されているものと考えられる。
- ⑤ 当社取締役会が本取引を行う旨の意思決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。また、当社取締役会が、本取引に対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨し、当社の新株予約権者に対しては本公開買付けへの応募を新株予約権者の判断に委ねる旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる。

第2 理由

- 1 本入札プロセスにおける買付者の選定に係る当社の判断及びその過程が不合理でないか否か

- (1) 本入札プロセスが、公正 M&A 指針における積極的なマーケット・チェックとしての意義を有すること

本取引においては、本入札プロセスが実施されており、下記(2)のとおり、本入札プロセスにおける買付者の選定に係る当社の判断及びその過程に不合理な点は見当たらないことを踏まえると、令和元年6月28日付で経済産業省が公表した「公正な M&A の在り方に関する指針」(以下「公正 M&A 指針」という。)における積極的なマーケット・チェックが行われたものといえる。

- (2) 本入札プロセスの評価

ア 本入札プロセス全体に関する評価

本取引及び本入札プロセスの経緯を踏まえると、本入札プロセスは、当社が、独立した専門家である野村證券をアドバイザーとして選任した上で、当社が営む教育事業に関心を示していると考えられる8社に打診し、当社グループのさらなる企業価値向上及び当社の株主の利益最大化を目的として実施したものと認められる。

また、入札過程において、特定の候補者を恣意的に排除したことや、候補者同士を不公平に取り扱ったことは窺われない。

さらに、本入札プロセスにおいては、本特別委員会が、当社、野村證券及び TMI 総合法律事務所から、NSSK-J1 と当社の間の協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会を都度開催し、本特別委員会のリーガル・アドバイザーである西村あさひのアドバイスも受けながら、本入札プロセスの進め方に関して意見を述べ、当社は本特別委員会の意

見を踏まえて、本入札プロセスにおける各種判断を行っており、本第一次入札プロセス及び本第二次入札プロセスのいずれにおいても、当社の対応について特段不合理な点は見当たらない。

これらを踏まえると、本入札プロセスにおける買付者の選定に係る当社の判断及びその過程には、不合理な点は見当たらない。

イ 本第一次入札プロセスに関する評価

本第一次入札プロセスにおいて、当社は、当社を完全子会社化する取引に対して関心を示した候補者へ参加打診を行っており、特定の候補者を意図的に排除したものではないとのことであるから、本第一次入札プロセスの参加者の選定について不合理な点は見当たらない。また、本第一次入札プロセスの通過者の選定についても、各候補者の提案内容や条件等を踏まえると不合理な点は見当たらない。以上を踏まえると、本第一次入札プロセスにおける当社の対応は不合理なものとはいえないと考えられる。

ウ 本第二次入札プロセスに関する評価

本第二次入札プロセスにおける NSSK-J1 及び他の候補者の提案内容、法的拘束力の有無、他の候補者が提案の前提とした事業計画の実現可能性が低いこと等に加え、当社が他の候補者に対して追加のデュー・ディリジェンスの機会を付与する等可能な限り他の候補者から法的拘束力のある提案を得るよう努力を尽くしたことを踏まえると、法的拘束力もなく不確実性の高い他の候補者の提案よりも、法的拘束力があって確実性があり、かつ、相応の条件を提示する NSSK-J1 の提案を優先して NSSK-J1 を最終候補者として選定することは不合理ではなく、本第二次入札プロセスにおける当社の対応は不合理なものとはいえないと考えられる。

2 本取引の目的の合理性(本取引が当社企業価値の向上に資するかを含む。)

当社における本取引の目的は、①顧客ロイヤルティの向上、②LTV 極大化、及び③事業ポートフォリオに対応した組織・人材の整備、という3つの基本運営方針への取り組みを同時かつ迅速に実行することで、足元の事業環境への対処及び収益基盤の強化を行いつつ、当社グループの企業価値の中長期的な向上を目指すこと、そのために、当該基本方針の実現に向けて、短期的な利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等による財務状況の悪化に囚われずに、中長期的な当社の収益力の向上に向けて必要な投資を行えるようにすべく、当社株式を非公開化することにあると考えられるところ、本取引の実行により、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け成立後の経営方針」及び上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のシナジーが生じ、また、企業価値向上策を講じることが可能となり、これによって当社の3つの基本運営方針への取り組みを実現でき、ひいては当社グループ全体のさらなる持続的成長と企業価値向上の実現に資するものと判断できる。そのため、本取引の目的の合理性は認められ、また、本取引は、当社の企業価値の向上に資するものと判断できる。

なお、一般的に、株式の非公開化に伴うデメリットとしては、①資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、②上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力及び知名度の向上による、優れた人材の確保及び取引先の拡大等に悪影響を及ぼす可能性が挙げられる。

この点、本特別委員会が当社経営陣に対して行ったヒアリング等によれば、①当社の現在の財務状況を踏まえると、当面の間、資本市場からのエクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、②当社グループの社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は、当社が上場会社であることにより獲得される部分より、事業活動を通じて獲得される部分が大きくなってきているとのことである。

このように、今後も継続して株式の上場を維持することの意義を見出しにくい状況にあり、近時の上場維持コストの上昇を踏まえると、株式の上場を維持する必要性は相対的に減少していることから、株式の非公開化はそのデメリットを上回ると考えるに至ったとのことであり、かかる考えに不合理な点は認められず、本取引の目的の合理性を否定する事情にはならない。

以上からすれば、本取引は、当社の企業価値向上に資するものと認められ、その目的に合理性は認められると考えられる。

3 本取引の取引条件の妥当性

(1) 取引条件に係る協議・交渉過程について

本取引の取引条件に関する協議・交渉の過程は、独立した当事者間の交渉として公正なものと認められるものであり、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指した合理的な努力が行われる状況が確保されていたものと認められる。

(2) 株式価値算定結果について

野村證券が、各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりである。

市場株価平均法：	2,319 円～2,724 円
類似会社比較法：	1,241 円～2,041 円
DCF 法：	2,338 円～3,328 円

本公開買付価格である 3,237 円は、市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果のレンジの各上限をいずれも上回り、DCF 法による算定結果のレンジでは第3四分位数を上回り上限に近いものであり、野村證券による当社の株式価値の算定結果との関係で高い水準の価格であるといえる。

本特別委員会は、野村證券が DCF 法による算定に用いた本事業計画に基づく財務予測について、その前提及びそれに基づく数値等について当社から説明を受けたが、野村證券が DCF 法による算定に用いた本事業計画に基づく財務予測について、特段不合理な点は認められなかった。

また、野村證券が当社株式価値の算定にあたり採用した手法及び算定の過程並びに株式価値の算定結果について、特段不合理な点は認められなかった。

加えて、当社は、当社及びNSSK-J1において本取引に際して実施されている他の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を踏まえ、野村證券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことであるが、①公正M&A指針でもフェアネス・オピニオンの取得は必須とされておらず(公正M&A指針 3.3.2.2)、上記のとおり本特別委員会としては、本公開買付価格は、野村證券による当社の株式価値の算定結果との関係で高い水準の価格であり、当社の本源的価値に照らし十分な水準であると評価していること、②本取引は独立した当事者の間で行われるものであり、典型的に構造的な利益相反の問題が生じる取引ではないこと、及び③フェアネス・オピニオン以外に実行されている公正性担保措置を勘案すると、フェアネス・オピニオンを取得せずに本取引への賛同の可否の判断をすることも、不合理なものではないと認められる。

(3) プレミアムの水準

本公開買付価格は、(i)本答申書提出日である 2025 年6月9日の前営業日である、2025 年6月6日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式終値 2,724 円に対して 18.83%、同日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値 2,664 円に対して 21.51%、同日まで直近3ヶ月

間の終値の単純平均値 2,386 円に対して 35.67%、同日まで直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 2,319 円に対して 39.59%のプレミアムを加えた価格となっている。

また、当社株価は、本報道が行われた 2024 年 12 月 26 日の翌営業日以降、高止まりしている状況であるところ、(ii)本公開買付価格は、2024 年 12 月 26 日の終値 2,200 円に対して 47.14%、過去 1 ヶ月(2024 年 11 月 27 日から同年 12 月 26 日)の終値の単純平均値 2,039 円に対して 58.75%、過去 3 ヶ月(2024 年 9 月 27 日から同年 12 月 26 日)の終値の単純平均値 1,807 円に対して 79.14%、過去 6 ヶ月(2024 年 6 月 27 日から 2024 年 12 月 26 日)の終値の単純平均値 1,576 円に対して 105.39%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっている。

(i)のプレミアムの水準については、2024 年 12 月 26 日の本報道以降、当社の市場株価が本報道以前と比べて高止まりしていることを考慮すると、上記(i)のプレミアムの水準に係る期間の株価は、上記の本報道の影響を一定程度受け、非公開化への期待が一定程度織り込まれたものと判断するのも必ずしも不合理ではなく、必ずしも上記(i)のプレミアム水準と上記の過去の類似事例のプレミアム水準とを単純に比較すべきではなく、上記(ii)のプレミアムの水準も、過去の類似事例のプレミアムの水準との比較において参照すべきであるという考え方も、不合理なものとはいえない。

そして、上記(ii)のプレミアムの水準は、当該プレミアムの水準の平均値及び中央値と比較して相応の水準にあるといえるため、本公開買付けの公表日に近接した日を起算点とする(i)のプレミアムの水準が、過去の類似事例のプレミアム水準と比較して必ずしも十分でないとしても、この点が、本公開買付けの妥当性を否定する事情にはならないと考えられる。

(4)本新株予約権の買付価格

本新株予約権は、行使期間内において、当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位も喪失した日から 10 日間(10 日目が休日にあたる場合には翌営業日)以内に行使することができるとされており、仮に NSSK-J1 が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないと解されることから、本新株予約権買付価格をいずれも 1 円とすることも、不合理ではないと考えられる。

(5)その他取引条件の妥当性

本取引に係るその他の取引条件について、公正性・妥当性を欠く条件は認められなかった。

(6)小括

上記(1)乃至(5)を踏まえると、本取引における取引条件の妥当性は確保されているものと考えられる。

4 本取引の手の続の公正性に関する事項(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)

(1)独立した特別委員会の設置

本特別委員会の設置の時期、本特別委員会の委員の構成、本特別委員会の設置・委員選定のプロセス、本特別委員会のアドバイザー等の指名等に係る権限、本特別委員会の取引条件の交渉過程への関与、本特別委員会による情報の取得状況、本特別委員会に係る報酬、当社の取締役会における本特別委員会の判断の取扱い、及び、当社の社内検討体制を踏まえると、本取引の検討に際しては、特別委員会の実効性を高める工夫に関する公正 M&A 指針の指摘事項に配慮した上で、独立性を有する特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められる。

(2)外部専門家の独立した専門的助言等の取得

ア 独立したリーガル・アドバイザーの選任及び助言の取得

本取引においては、当社は、2025 年 1 月 22 日開催の取締役会において TMI 総合法律事務所をリーガル・アドバイザーに選任する旨決議し、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けていたことが認められる。なお、TMI 総合法律事務所は、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家から独立しており、本取引に関して重要な利害関係を有していないことが認められる。また、TMI 総合法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていない。

イ 第三者算定機関からの株式価値算定書等の取得

本取引においては、当社は、2025 年 1 月 22 日開催の取締役会において野村證券をファイナンシャル・アドバイザーに選任する旨決議し、本取引のストラクチャーや代替手段、代替取引の検討、価格交渉等についての助言を得たほか、同社に対して当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 6 月 9 日付で株式価値算定書を取得している。なお、野村證券は、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービスズ及び創業家から独立しており、本取引に関して、重要な利害関係を有していないことが認められる。

また、本取引に係る野村證券の報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行、本取引の報酬が全て成功報酬というわけではないこと、野村證券の同種の取引における助言実績及び社会的評価等を踏まえると、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬であることをもって独立性が否定されるわけではなく、また、本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系を採用することによるデメリットに鑑み、上記報酬体系について当社にも経済合理性があると判断の上、上記の報酬体系により野村證券を当社の第三者算定機関として選任しているとのことであり、かかる判断に不合理な点は見当たらない。

(3)他の公開買付者による買収提案の機会の確保

本入札プロセスの実施、本取引における公開買付期間、NSSK-J1 と当社との間で、2025 年 6 月 9 日付で本取引の実行に関する内容を含む公開買付契約(詳細は、本意見表明プレスリリースの「4. 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「(3)本公開買付契約」をご参照ください。)の内容等を踏まえると、本取引においては、積極的なマーケット・チェック及び一定の間接的なマーケット・チェックが行われているものと認められる。

(4)一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本取引における当社の開示資料の内容を踏まえると、本取引においては、公正 M&A 指針が開示を期待するその他の情報については、当社の一般株主に適切に開示される予定であることが認められる。

(5)強圧性の排除

一般株主は、本公開買付けに応募するか否かにあたって、仮に本公開買付けに応募しなかった場合に、不利に取り扱われることが予想される状況には陥らないような配慮がなされていると評価でき、本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされており、手続の公正性の確保に資する対応が取られていると認められる。

(6)小括

以上のとおり、本取引においては公正 M&A 指針に定められる主要な各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらない。

したがって、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められる。

- 5 当社の取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないか

上記1乃至4の検討を踏まえると、当社取締役会が本取引を行う旨の意思決定を行うことは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

また、当社取締役会が、本取引に対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対しては本公開買付けへの応募を推奨し、当社の新株予約権者に対しては本公開買付けへの応募を新株予約権者の判断に委ねる旨の意見表明を行うことは妥当であると考えられる。

⑤特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本特別委員会は、上記「④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「(i)設置等の経緯」に記載のとおり、当社、NSSK-J1 関係者並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービス及び創業家から独立した、本特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る本特別委員会の審議の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けております。

なお、西村あさひは、当社、NSSK-J1 関係者、並びにスイスアジア・フィナンシャル・サービス及び創業家の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、西村あさひに対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

⑥当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、野村證券から取得した本株式価値算定書の内容及び TMI 総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、当社の企業価値の向上、少数株主の皆様の利益保護を含む本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(1)承認に関する判断の根拠及び理由」に記載のとおり、2025 年6月9日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役7名の全員による審議の上、全員一致により決議を行っており、また、当社の監査役3名全員が上記取締役会に出席し、出席した監査役の全員が上記決議を行うことについて異議のない旨の意見を述べております。

⑦本公開買付けの公正性を担保するための客観的状況の確保

NSSK-J1 は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が 20 営業日であるところ、公開買付け期間を 30 営業日に設定しております。公開買付け期間を法定の最短期間より比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について NSSK-J1 以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 今後の見通し

本株式等売渡請求の実施に伴い、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(3)上場廃止となる見込み」に記載のとおり、当社株式は上場廃止となる予定です。

本株式等売渡請求の実施後における当社の経営体制等につきましては、今後、当社と NSSK-J1 の間で協議・検討していく予定です。

5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本日現在、NSSK-J1 は当社の親会社であるため、当社取締役会による本株式等売渡請求に係る承認は、支配株主との取引等に該当いたします。

当社は、2025 年 7 月 1 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて、当社及び支配株主との間に重要な利害関係を有しない専門家や第三者機関等からの助言を取得するなど、支配株主との取引等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じ、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することを基本方針としております。

当社は、本株式等売渡請求に係る承認を含む本取引に関して、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2025 年 6 月 9 日付で、本特別委員会より、本取引の決定(本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すること、その他当社による本取引の手續に係る決定を含む。)は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨の意見を含む答申書を取得しております。詳細は、上記「3. 本株式等売渡請求に対する承認に関する判断の根拠及び理由等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。なお、上記意見は、本株式等売渡請求に係る承認を含む本取引の決定に関するものであることから、当社は、本株式等売渡請求の承認に関しては、支配株主と利害関係のない者からの意見を改めて取得しておりません。

以 上